

4 番	松原 大介 議員	
質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
1. 濑戸にあるものを活かす ～旧道泉小学校体育館・グラ ウンド利活用編～ 【質問趣旨】 道泉連区における学校跡地 については、本山中学校跡地 は令和2年に(株)教育システム (現瀬戸 SOLAN 学園)へ、道 泉小学校跡地は、令和5年に 校舎部分を瀬戸 SOLAN 学園へ、 体育館・グラウンドは公募対 象とせず、公有財産として残 し、暫定活用として行政と地 域で管理しながら、今後の利 活用方法を探っている状況で す。その間、瀬戸 SOLAN 学園 からの要望もありましたが、 本来行政が向き合うべきは市 民でありますので、市民福祉 の向上、特に子どもたちが気 軽に外遊びできる環境の維持 を目指し質問します。	(1)これまでの経緯と現状 について	<p>① 現在、瀬戸 SOLAN 学園から旧道泉小学校体育館とグラウンドを使いたいとの意向を受け、行政と地域で調整をしているようですが、現在の協議の状況について伺います。</p> <p>② 瀬戸 SOLAN 学園と行政について時系列に沿って伺います。令和元年の本山中学校跡地活用公募型プロポーザルおよび瀬戸市国際未来教育特区申請の際、当時の株教育システムは、将来的に小中一貫校にしていく計画を示した一方、旧本山中学校校舎だけでは教室数が不足し、さらなる他所での整備が必要なことは、私が令和2年9月の一般質問を行うまで明らかにされませんでした。公募時・特区申請時において、旧本山中学校だけでこの事業が完結すると多くの方が認識していたと考えますが見解を伺います。</p> <p>③ 令和2年4月瀬戸 SOLAN 小学校開校後、令和4年5月瀬戸 SOLAN 小学校より旧道泉小学校校舎を利用したい要望がありました。令和4年の道泉小学校跡地活用公募型プロポーザルでは、地元との協議・要望書を踏まえ、道泉小学校校舎部分を公募対象とし、体育館とグラウンドについては公募対象から外し、引き続き市の暫定的な管理としました。体育館とグラウンドの利活用については、この後地域と協議をしながら進めるとしていましたが、どの程度協議してきたのか、地域に対して具体案・アイデアの提示などはしてきたのか伺います。</p>

(1 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

4 番	松原 大介 議員	
質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
<p>(参考) 愛知県私立中学校及び小学校設置認可基準第12条 校地、校舎等の施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、第15条第2項の借入金のための校地、校舎等の施設の担保及び次に掲げる場合における校地又は設備の借用については、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体、独立行政法人及びこれらに準ずるもの の所有する土地の貸与について、申請時までに議会の議決等がなされており、開設年度以降20年以上にわたり確実に使用できる保証のある校地の借用である場合</p> <p>(2) 借用することが教育上合理的であると認められる設備を借用する場合</p>	<p>(2) 行政が瀬戸 SOLAN 学園と協議すべきは旧本山中学校の土地の転貸借（又貸し）の解消ではないか</p>	<p>① 令和元年の本山中学校跡地活用公募型プロポーザル以降、当該土地は愛知県陶磁器工業協同組合から瀬戸市へ貸し、瀬戸市から瀬戸 SOLAN 学園へ貸すという転貸借（又貸し）を行っています。過去の答弁において、「道泉小学校の跡地活用に向けて進入路を確保するなど市の関与が不可欠」「事業者が学校法人取得の申請を行い、運営の安定化を図っている段階であることから転貸借を継続する考えである」「転貸借を含めた契約形態の見直しの可能性については、学校運営の状況等を確認しながら、引き続き検討する」とありましたが、検討状況を伺います。</p> <p>② 瀬戸 SOLAN 学園は、令和5年4月に学校法人の認可を愛知県から受けましたが、土地は借用でないことが原則であり、借用である場合は、地方公共団体が所有する土地の貸与との条件が付されています。本市として、転貸借（又貸し）の状態を、今後20年以上続けていく意向なのか伺います。</p> <p>③ 現在、新たに旧道泉小学校体育館とグラウンドを瀬戸 SOLAN 学園に貸す検討をされていますが、本市として優先して取り組むべきは、旧本山中学校の土地の転貸借（又貸し）の解消ではないかと考えますが見解を伺います。</p>

(2 ページ)

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

4 番	松原 大介 議員	
質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
	(3) 旧道泉小学校体育館・グラウンドの利活用の検討にあたって	<p>① 道泉連区には都市公園いわゆる 1,000 m²以上の公園がありません。（正確には土砂埋め立て後未整備で立入禁止の磁祖公園は存在します。）道泉連区の他にも都市公園のない連区は存在しますが、そのような連区において子どもたちの広い外遊びの場・市民の憩いの場という機能は、各小学校の運動場において担保されてきたと認識していますが見解を伺います。</p> <p>②瀬戸市緑の基本計画では「公園不足地域を優先とした公園の整備」「学校跡地を活用した新たな緑の創出」を重点施策・具体的施策として挙げられています。不要となった公有財産の売却は必要ですが、今後新たに 1,000 m²以上の公園用地の確保の困難さや、磁祖公園の整備が進まない現状を踏まえて、緑の基本計画におけるこの土地への見解を伺います。</p> <p>③ 行政が保持すべき機能や防災拠点の観点も含めて、「都市公園としての整備」や「防災広場としての整備」「地域団体への指定管理者制度の導入」など、幅広いくつものアイデアを比較検討し、丁寧に議論を重ねていく必要があると考えますが、見解を伺います。</p> <p>④ 公共施設の統廃合の議論は、これまでも活発に行われており、今後も向き合うべき大きな課題です。民間活力の導入は財政負担の観点からも優先して検討すべき事項であることは認識しているものの、必要最低限の公共が保有すべき公有財産は保持する必要があると考えますが見解を伺います。</p>

(3 ページ)

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

4 番	松原 大介 議員	
質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
<p>2. 山路町で計画されている産業廃棄物最終処分場について</p> <p>【質問趣旨】</p> <p>瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき、令和5年5月、株東立テクノクラシーから産業廃棄物関連施設設置事業計画書が瀬戸市に提出されました。</p> <p>現在、市内各所において事業者による説明会が行われています。</p> <p>本計画は、平成21年に提出、平成23年に取り下げをされた計画が、事業を拡大し再度提出されたものです。</p> <p>平成23年の取り下げ後の経過としては、株東立テクノクラシーとは別法人である</p> <p>(次ページへ)</p>	<p>(1) 株東立テクノクラシーと株アンドウ興業の関係性について</p>	<p>① これまでの経緯を質問趣旨で述べたように、株東立テクノクラシーと株アンドウ興業が、どのような関係性の会社なのは、非常に重要なポイントと考えます。令和6年10月に開催された瀬戸市産業廃棄物等対策委員会においても、株アンドウ興業との関係について言及されていますが、事業者（株東立テクノクラシー）からはどのような回答であったのか具体的に伺います。</p> <p>② 令和7年4月28日に開催された事業者による地域への説明会での質疑応答にて、株東立テクノクラシー代表取締役より「株アンドウ興業は取引業者である。」との発言がありました。取引業者とは、「日頃から付合いのある会社同士」であると考えますが見解を伺います。</p> <p>③ 以前、株東立テクノクラシーのホームページに、関連会社のご紹介として、株アンドウ興業が掲載されていたことは、本市として把握しているのか伺います。</p> <p>④ 登記事項証明書によると、平成26年9月から現在まで株アンドウ興業の取締役を務めている人物が、平成28年10月から令和3年7月まで、株東立テクノクラシーの取締役も務めていました。取締役とは「会社法で定められた会社の業務執行に関する意思決定を行う役員」です。この事実を踏まえ、両社の関係性への見解を伺います。</p>

4 番	松原 大介 議員	
質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
<p>(株)アンドウ興業が、同土地を取得し、地元自治連合会と「産廃埋立は永久的にやらない」という条項を含む協定書を締結したうえで開発行為の許可を受け、土砂採掘を行っていました。採掘後は埋め戻し整地・整形して緑化を回復する予定でしたが、採掘した段階で、土地を(株)海青（東立テクノクラシーの親会社）に売却し、協定書の内容を継承せず冒頭の申請に至っています。</p> <p>同計画は、環境汚染、水源地への影響、巨大地震による影響、大型車両の通行など様々な観点において問題視されていますが、今回は、(株)東立テクノクラシーと(株)アンドウ興業との関係性と、協定書の効力についてに焦点を絞って質問していきます。</p>	<p>(2) (株)アンドウ興業と地元自治連合会が締結した協定書の効力について</p>	<p>① (株)東立テクノクラシーと(株)アンドウ興業は、別法人であるため、(株)アンドウ興業が地元自治連合会と締結した「産廃埋立は永久的にやらない」という協定書は、(株)東立テクノクラシーは継承しないとしています。これは、両社が別法人、無関係であることを前提としたことだと理解しますが見解を伺います。</p> <p>② (株)東立テクノクラシー（(株)海青）は、なぜ当該土地を購入しようとしたのか。(株)東立テクノクラシー（(株)海青）は元の土地の持主であり、当時産廃計画を出した事実関係から、土地購入の動機は「産廃処分場を作るため」なのは明らかであります。「産廃埋立は永久的にやらない」という協定を地元自治連合会と締結してある土地を「産廃処分場を作るため」に再購入したことに対して、紛争予防の観点から本市の見解を伺います。</p> <p>③ (1)で確認できた両社の関係性を踏まえると、明らかに両社は密接な関係と言えます。本日明らかになった両社の関係性については、愛知県への報告も必要であり、本市としても毅然とした対応が必要と考えますが、今後の対応について伺います。</p>

(5 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。